

高知大学共同研究取扱規則

平成16年4月1日
規則第64号

最終改正 令和3年9月10日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）における民間等外部の機関（以下「外部機関」という。）との共同研究の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「外部機関」とは、商法等に基づく会社、地方公共団体、特殊法人等をいう。
- (2) 「共同研究」とは、次のものをいう。
 - イ 本学において、外部機関から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教員が当該外部機関の研究者と共通の課題について、共同して行う研究
 - ロ 本学及び外部機関において共通の課題について分担して行う研究で、本学において、外部機関から研究者及び研究経費等又は研究経費等を受け入れるもの
 - ハ 本学及び外部機関において共通の課題について分担して行う研究で、研究費等の受入れがないもの
- (3) 「共同研究者」とは、外部機関に属し、共同研究に従事する者をいう。
- (4) 「外部機関共同研究員（以下「共同研究員」という。）」とは、共同研究者のうち、外部機関において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。
- (5) 「研究担当者」とは、本学の教員のうち、共同研究に従事する者をいう。
- (6) 「研究代表者」とは、研究担当者を代表し、研究計画の取りまとめを行うとともに、研究の推進に関し責任を持つ者をいう。
- (7) 「研究協力者」とは、研究担当者以外の者であつて、研究補助等、共同研究に協力する者をいう。

(共同研究の基本方針)

第3条 共同研究の推進に当っては、本学の自主性及び主体性の下に、適正な手続に基づ

- く責任ある判断及び決定を行って、優れた研究成果を生みだすよう努めるものとする。
- 2 共同研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないと認められる場合に限り受け入れるものとする。
- 3 共同研究員は、本学の諸規則を遵守しなければならない。
- (共同研究に要する経費等)

第4条 第2条第2号イ又はロに該当する場合については、次の各号による。

- (1) 本学は、施設、設備を共同研究の用に供するものとする。
- (2) 外部機関は、共同研究遂行のため、特に必要となる謝金、旅費、研究担当者の人件費、研究協力者の人件費、消耗品費、光熱水料等の経費等（以下「直接経費」という。）を負担するものとする。ただし、研究担当者の人件費については、外部機関と研究代表者との間で事前に協議し必要となった場合に計上するものとし、その算定については、次表に掲げる額を基準とするものとする。

区分	1時間当たりの単価
教授	6,000円
准教授 講師	5,000円
助教	4,500円
上記以外の者	国立大学法人高知大学特任職員給与規則 その他の本学規則の定めるところによる

- (3) 外部機関は、前項に規定する直接経費以外に、共同研究遂行のために必要となる経費等（以下「間接経費」という。）を負担するものとする。
- (4) 前項に規定する間接経費の額は、当分の間、直接経費（研究担当者の人件費を除く。）の20%に相当する額とする。ただし、「組織」対「組織」の大規模な共同研究と本学が判断する場合は、直接経費（研究担当者の人件費を除く。）の30%に相当する額とする。
- (5) 本学は、共同研究遂行に必要な経費を適切に分担するため、必要に応じ、第2号に規定する直接経費の一部を負担することができるものとする。
- (6) 外部機関は、原則として共同研究の開始前に共同研究に要する経費を納めるものとする。
- (7) 本学が事前協議において適当と認めた場合に限り、外部機関は、共同研究に要する経費を分納若しくは後納することができる。
- 2 第2条第2号ロに該当する場合については、前項各号に加え、外部機関における研究

に要する経費等は、外部機関の負担とする。

3 第2条第2号ハに該当する場合には、研究に要する経費を免除することができる。

4 第1項第2号及び第3号における既納の経費等は、返還しない。

(間接経費の免除)

第5条 前条第1項第3号及び第4号の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、間接経費の一部又は全てを免除することができる。

(1) 共同研究の相手先が国（国以外の団体等で、国からの補助金を受け、当該経費により研究を実施することが明瞭なものを含む。以下同じ。）で間接経費が措置されていない場合

(2) 共同研究の相手先が前号以外の場合で、次のいずれかに該当すると学長が認めた場合

イ 当該研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益性の増進に著しく寄与すると期待されるもの

ロ 本学の教育研究上極めて有意義と認められるもの

ハ 当該研究が社会振興の推進に著しく寄与すると期待されるもの

(研究料)

第6条 共同研究員の研究料は、国立大学法人高知大学における授業料等費用に関する規則第3条第3項に規定する民間等共同研究員の額とし、月割計算はしないものとする。

2 外部機関は、共同研究契約を締結したときは、前項の研究料を納めなければならない。

3 外部機関は、第1項に規定する研究料から、共同研究遂行のために必要となる間接経費を負担するものとする。

4 前項に規定する間接経費の額は、別に定める。

5 研究期間を延長する場合の当該研究料は、延長期間を含めた研究期間に係る第1項の規定の額から、当初の研究期間に係る研究料の額を控除した額とする。

6 既納の研究料は、返還しない。

(共同研究における設備等の取扱い等)

第7条 第2条第2号イにより、研究の必要上、本学において新たに取得した設備並びに第2条第2号ハにおいて受け入れた設備等は、本学の所有に属する。

2 第2条第2号ロにより、研究の必要上、外部機関において新たに取得した設備等は、

外部機関の所有に属する。

- 3 本学は、共同研究の遂行のために必要があるときは、外部機関からその所有に係る設備等を受け入れることができるものとする。
- 4 本学は、共同研究が完了し、又は中止した場合においては、外部機関から受け入れた設備を完了又は中止の時の状態で、当該外部機関に返還するものとする。
- 5 第3項の設備等の搬入及び搬出経費は、外部機関が負担するものとする。ただし、本学が必要と認める場合には、外部機関は第4条第1項第2号の直接経費に計上することができる。

(外部機関での研究)

第8条 研究担当者は、本学において行う研究又は分担して行う研究のために必要な場合には、外部機関の施設において研究を行うことができる。

- 2 前項の場合において、研究担当者が当該外部機関の施設において研究を行うときは、研究用務のための出張としての手続をとるものとする。

(共同研究の手続及び決定)

第9条 共同研究の申込みをしようとする外部機関の長は、所定の共同研究申込書（別記様式第1号）に所要事項を記載の上、学長へ提出するものとする。

- 2 研究代表者は、当該共同研究に要する経費について、事前に外部機関との間で協議し、共同研究経費申込書（別記様式第2号）に所要事項を記載の上、学長へ提出するものとする。
- 3 学長は、前2項の申込みに基づき、受入れの決定をしたときは、契約担当役及び外部機関の長に所定の共同研究受入決定通知書（別記様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。
- 4 外部機関の長は、第1項の申込書を提出する場合において、あらかじめ研究代表者との間で、当該共同研究の内容等について、協議するものとする。

(契約の締結)

第10条 契約担当役は、前条第2項の規定により通知を受けたときは、速やかに外部機関の長と共同研究契約を締結するものとする。

- 2 契約担当役は、共同研究契約を締結したときは、契約内容を学長及び研究代表者に通知するものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

第11条 研究担当者は、やむを得ない事由により当該共同研究を中止又は研究期間を延長する必要があるときは、共同研究者と協議の上、その旨を学長に申し出なければならない。

2 学長は、前項の申出を適当と認めた場合には、当該共同研究を中止又は研究期間を延長することができる。

3 学長は、前項の決定をしたときは、外部機関の長及び研究代表者並びに契約担当役にその旨を通知するものとする。

(研究経費の変更)

第12条 研究代表者は、当該共同研究に要する経費に不足等が生じる場合には、共同研究者と協議の上、これを決定し、その旨を学長に申し出るものとする。

2 学長は、前項の申出を受けた場合には、外部機関の長及び研究代表者並びに契約担当役にその旨を通知するものとする。

(共同研究契約の変更契約)

第13条 契約担当役は、第11条第3項及び前条第2項の規定により通知を受けた場合には、外部機関の長と共同研究契約の変更契約を締結するものとする。

2 契約担当役は、前項の契約を締結したときは、契約内容を学長及び研究代表者に通知するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第14条 共同研究の結果、生じた発明に係る知的財産権は、本学発明規則に基づき取り扱うほか、次2条の定めによる。

(特許出願)

第15条 本学及び外部機関は、共同研究に伴って発明が生じた場合には、迅速に相互に通報するとともに、帰属の決定、出願手続等が円滑に行われるよう努めるものとする。

2 本学及び外部機関は、研究担当者及び共同研究者の共同研究において、それぞれ独自に発明等を行った場合には、相手側の同意を得たのち、独自に出願することができる。

3 本学及び外部機関は、研究担当者及び共同研究者の共同研究の結果として生じた発明について特許等の出願をする場合には、相互の持分等を定めた共同出願契約を締結しなければならない。なお、外部機関から特許等を受ける権利を承継した場合には、本学が単独で出願できるものとする。

4 前項の規定により共同出願契約を締結する場合は、当該研究担当者が当該共同研究者と合意予定の持分案について学長に諮るものとする。

5 特許の出願に係る経費並びに特許権の維持に係る経費の負担については、学長が別に定めるところによる。

(特許権等の実施)

第16条 本学における共同研究の結果生じた特許権等の実施については、本学技術移転規則に定めるものとする。

(共同研究の完了報告)

第17条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、所定の共同研究完了報告書(別記様式第4号)により学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、契約担当役にその旨通知をするものとする。

(研究成果の取扱い)

第18条 共同研究による研究成果は、公表するものとする。

2 公表の時期・方法については、外部機関と協議の上別途定めることができるものとする。ただし、その詳細については、学長の承認を得なければならない。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日規則第127号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月1日規則第25号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第113号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月26日規則第15号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和元年11月27日規則第41号)

1 この規則は、令和元年11月27日から施行する。

2 この規則の規定による改正後の高知大学共同研究取扱規則第4条第1項第4号の規定は、令和2年4月1日以降に開始される共同研究及び令和2年3月31日以前に契約を

締結し開始された共同研究のうち、期間の延長等により共同研究に要する経費を変更する必要が生じ、令和2年4月1日以降に従前の契約を変更するものについて適用する。

附 則（令和2年10月28日規則第12号）

この規則は、令和2年10月28日から施行し、令和2年11月1日以降に開始される共同研究及び令和2年10月31日以前に契約を締結し開始された共同研究のうち、期間の延長等により共同研究に要する経費を変更する必要が生じ、令和2年11月1日以降に従前の契約を変更するものについて適用する。

附 則（令和3年9月10日規則第20号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別記様式第1号 (第9条関係)

共同研究申込書

年 月 日

高知大学長 殿

外部機関の 住 所
名 称
代表者氏名

国立大学法人高知大学共同研究取扱規則第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり共同研究を申し込みます。

記

研究題目				
研究の概要				
研究の実施計画				
研究の特色・意義, 国内外の研究状況				
研究期間	年 月 日～		年 月 日	
外部機関の主な事業 内容				
外部機関の 共同研究者 (派遣予定者がいる場合 は氏名の前に※を記載)	氏 名	所属・職名	本研究における役割	
高知大学の 研究担当者 (学内研究代表者氏名の 前に※を記載)	氏 名	所属・職名	本研究における役割	
	※			
高知大学の 研究協力者	氏 名	所属・職名	本研究における役割	
研究実施場所等				
外部機関が負担する 経費の額 (内訳は別表のとおり)	直接経費	間接経費	研究料	合計
	円	円	円	円
継続研究予定の場合 の経費負担計画	年度	年度	年度	年度
	円	円	円	円
外部機関が提供する 設備	名称	型式・仕様	数量	
その他参考事項				
外部機関事務担当	部局名 :	氏名 :	Tel :	

(別表) 外部機関が負担する経費の額の内訳 (単位: 円)

直接経費	研究担当者 の 人件費 (注1)	氏名	役職	人件費単価 (A)	従事時間 (B)	人件費 (A×B)
			教授	6,000 円	時間	円
			准教授 講師	5,000 円	時間	円
			助教	4,500 円	時間	円
				円	時間	円
	① 研究担当者の人件費 合計					円
	研究協力者の人件費・ 謝金		研究旅費		研究費	
	実験補助等 (xx円×○日)		国内旅費		備品費	
	消費税相当額 (10%)		外国旅費		消耗品費	
			外国旅費のみ 消費税相当額 (10%)		光熱水費	
				その他		
計 (2)	円	計 (3)	円	計 (4)	円	
⑤ 直接経費 合計 (上記①+②+③+④)					円	
⑥ 間接経費 (注2)		(上記②+③+④) × 間接経費率			円	
⑦ 研究料 (注3)					円	
共同研究経費 総合計 (上記⑤+⑥+⑦)					円	

※以下、注釈文はご提出の際に削除をお願いいたします。

(注1) 研究担当者の共同研究に費やす研究時間を「研究担当者の人件費」として算定させていただくことを可能とする制度を設けておりますので、ご計上いただけますようご協力をお願いいたします。

(注2) 共同研究遂行のために間接的に必要となる経費等として、間接経費をご負担願います。間接経費率は、直接経費（研究担当者の人件費を除く。）の20%相当額です。ただし、「組織」対「組織」の大規模な共同研究と本学が判断する場合は、直接経費（研究担当者の人件費を除く。）の30%相当額です。

(注3) 外部機関から本学へ共同研究員の派遣がある場合は、共同研究員の研究料として1人当たり1年につき440,000円（月割計算不可）をご負担いただいております。

別記様式第2号(第9条関係)

共同研究経費申込書

年 月 日

高知大学長 殿

研究代表者

研究題目							
研究の概要							
研究の実施計画							
研究期間	年 月 日～			年 月 日			
外部機関の 共同研究者 (派遣予定者がいる場合 は氏名の前に※を記載)	氏名	所属・職名		本研究における役割			
高知大学の 研究担当者 (学内研究代表者氏名の 前に※を記載)	氏名	所属・職名		本研究における役割			
	※						
本学の研究協力者	氏名	所属・職名		本研究における役割			
研究実施場所等							
本学の研究担当者が 必要とする研究経費 (内訳は別表のとおり)	直接経費		間接経費		研究料		合計
	円		円		円		円
継続研究予定の場合 の経費受入計画	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
	円	円	円	円	円	円	円
外部機関が提供する 設備	名称		型式・仕様			数量	
その他参考事項							

(別表) 本学の研究担当者が必要とする研究経費の内訳 (単位: 円)

直接経費	研究担当者の人件費	氏名	役職	人件費単価 (A)	従事時間 (B)	人件費 (A×B)
			教授	6,000 円	時間	円
			准教授 講師	5,000 円	時間	円
			助教	4,500 円	時間	円
				円	時間	円
	① 研究担当者の人件費 合計					円
	研究協力者の人件費・謝金	研究旅費		研究費		
	実験補助等 (xx円×○日)	国内旅費	外国旅費	備品費		
	消費税相当額 (10%)	外国旅費のみ 消費税相当額 (10%)		消耗品費		
				光熱水費		
			その他			
計 (2)	円	計 (3)	円	計 (4)	円	
⑤ 直接経費 合計 (上記①+②+③+④)					円	
⑥ 間接経費 (上記②+③+④) ×間接経费率					円	
⑦ 研究料					円	
共同研究経費 総合計 (上記⑤+⑥+⑦)					円	

別記様式第3号（第9条関係）

共同研究受入決定通知書

年 月 日

外部機関の長

殿

契約担当役

高知大学長

高知大学共同研究取扱規則第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり共同研究の受入れを決定したので通知します。

おって、当該共同研究に係る契約を締結してください。

記

1. 研究題目
2. 研究期間
3. 研究内容等 別紙「共同研究申込書」及び「共同研究経費申込書」のとおり

別記様式第4号（第17条関係）

共同研究完了報告書

年 月 日

高知大学長 殿

研究代表者

高知大学共同研究取扱規則第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり共同研究が完了したので報告します。

記

1. 研究題目
2. 研究期間
3. 外部機関名
4. 研究の経過及び成果 (別紙のとおり)
5. 研究に要した経費 円 (別紙内訳書のとおり)
6. その他参考となる事項